

事 務 連 絡

令和2年5月14日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当)

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省子ども家庭局保育課等より「(事務連絡) 緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について (令和2年5月14日)」が発出されましたので、周知させていただきます。

つきましては、別添事務連絡の趣旨を御理解いただき、企業主導型保育事業実施者へ御周知いただきますようよろしくお願いいたします。